

会員組合の問題点に対して専門家が相談に応じます!!

個別専門指導事業のご案内

～組合や組合構成員企業が直面している課題の解決を図ります～

◆ 個別専門指導事業とは？

地域経済の活性化のため、県内経済の重要な担い手である中小企業の経営革新と中小企業組合等の連携組織の活性化を支援するために、県内に主たる事務所のある組合、連携組織及びこれらの構成員企業が抱えている問題点に対して専門家が相談に応じます。

■ 支援対象

千葉県内に主たる事務所のある組合、連携組織及びそれらの構成員企業。

■ 支援方法

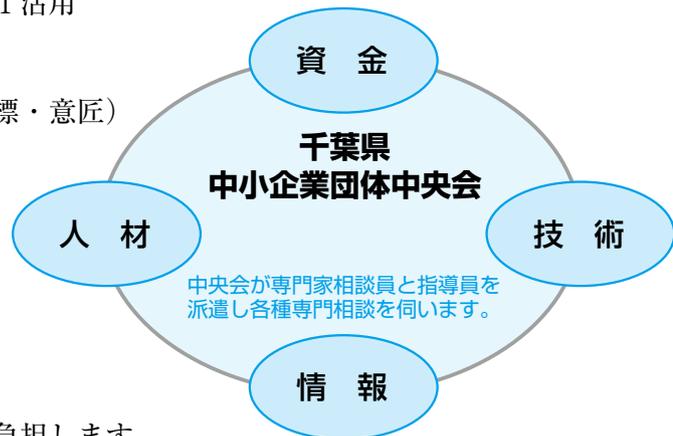
組合等が直面している課題の解決を図るため、本会が委嘱した専門家及び中央会指導員を、組合等の要請に基づいて派遣し、必要な支援相談を行います。

(相談内容や予算の執行状況等により、事業実施の可否について検討させていただく場合がございますので、事前に本会までご相談ください。)

■ 対象となる支援内容例

- ① 組合運営及び共同事業におけるIT活用
- ② 組合運営等に関する法律事項
- ③ 会計・税務処理
- ④ 工業所有権(特許・実用新案・商標・意匠)
- ⑤ 製品開発、技術開発、改善手法
- ⑥ 組織金融
- ⑦ 組織運営全般
- ⑧ 新規共同事業の開発
- ⑨ 社会保険、労務改善、就業規則
- ⑩ 団体・企業のCI
- ⑪ システム構築
- ⑫ その他経営管理全般

※専門家謝金・旅費等の経費は本会が負担します。



■ 委嘱する専門家

- ① 学識経験者
- ② 弁護士
- ③ 弁理士
- ④ 公認会計士
- ⑤ 税理士
- ⑥ 技術士
- ⑦ 中小企業診断士
- ⑧ 社会保険労務士
- ⑨ システムエンジニア等情報処理技術者



◎お問合せは、本会工業連携支援部 (Tel 043-242-3277) まで

官公需適格組合の証明制度が再度改正されます

官公需適格組合の証明制度については、平成 25 年 7 月 1 日に提出書類の簡素化などが改正され、その後、総務省行政評価局より官公需適格組合の証明制度について下記の勧告がありました。

勧告内容

1. 経済産業省は、更新申請の受付に当たり、「中間資料」と同内容の添付資料について省略する措置を講ずる必要がある。きめ細かく顧客ニーズをとらえる創意工夫に取り組むため
2. 経済産業省は、官公需適格組合の 2 回目以降の証明申請の受付に当たり、添付を求めている「資格登録先及び審査決定による格付けの一覧表」について、その審査主体に地方公共団体を含めるよう検討する必要がある。
3. 経済産業省は、申請者の負担軽減を図る観点から、官公需適格組合証明申請の申請書及び添付書類の部数を必要最小限のものとする必要がある

上記の勧告内容を受けて平成 26 年 7 月 1 日より下記のように改正されます

1. 証明基準としての資格審査の登録は廃止する。
2. 既に提出済みの内容と変更がない場合の省略可能な添付書類として、決算関係書類、収支予算書及び事業計画書を追加する。
3. 工事に係る証明申請の提出部数を、物品納入等と同様に「2 部」とする。
4. 共同受注の検査に係る規定については、「共同受注規約」等ほかの規約において規定している場合もあることから、その場合は当該規約の添付により代えることができる。

◎詳しくは、本会商業連携支援部まで (☎043 (306) 3284)

「原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口」及び「デフレ脱却等特別相談窓口」の設置について

千葉県中央会では、原材料・エネルギーコスト高等の影響を受けた中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策として、日本政策金融公庫等の各種制度の運用が開始されることを受け、中小企業・小規模事業者からの様々な相談を受け付ける特別相談窓口を設置しました。

【お問い合わせ先】千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 (岩澤)
 住 所：〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3階
 電 話：043 (306) 2427 FAX：043 (227) 0566

平成 26 年 経済センサス - 基礎調査と商業統計調査を一体的に実施します！



○平成 26 年 7 月 1 日現在で両調査を実施します。

○経済センサス-基礎調査は、事業所・企業の基本的構造を明らかにするために、また、商業統計調査は、我が国における商業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づいた報告義務のある基幹統計調査です。

○調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

経済センサスキャラクター

調査票は、平成 26 年 6 月末日までにお届けしますので、7 月 1 日以降に提出してください。

総務省・経済産業省・都道府県・市町村

事業主の方へ
退職金のこと
ちょっと考えてみませんか？

「中退共」の退職金制度なら、

- ① 国の掛金助成を受けられます。
- ② 掛金は全額非課税。
- ③ 社外積立だから、管理がカンタン！
パートさんのための特例掛金月額もご用意

（中退共は中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。）

*解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。
詳しくはホームページへ [中退共](#) [検索](#)

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211